

背景・必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。



⇒「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。

法案の概要

1.「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

※ 水害からの的確な避難や被害拡大防止のため関係者の役割・連絡体制を時系列で整理した行動計画。

大規模氾濫減災協議会の創設

▼協議会のイメージ

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を組織。
- 水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果を構成員は各々の防災計画等へ位置づけ、確実に実施。

「水害対応タイムライン」(※)等を協議会で作成・点検。



市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設

- 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報(※)として住民へ周知する制度を創設。

※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報

災害弱者の避難について地域全体での支援

- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化(現行は努力義務)し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

2.「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上

予算制度関係

- 既存ストックを活用したダム再開発事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県等の管理河川で施行が困難な高度な技術力等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。

民間を活用した水防活動の円滑化

- 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与。

浸水拡大を抑制する施設等の保全

- 水防管理者が指定する輪中堤等の掘削、切土等の行為を制限。

【目標・効果】

洪水時の逃げ遅れによる人的被害ゼロを実現

(KPI) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施率

大規模氾濫減災協議会の設置率 { 134/367協議会※ (約37%) (2016年12月)

⇒ 都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現

716/31,208施設(約2%) (2016年3月)
⇒ 関係機関と連携し、

2021年までに100%を実現

※ 現行協議会は法施行後に法定協議会へ改組予定

※ 法定協議会の母数は見込み

水害・土砂災害への備えに関する要配慮者利用施設の管理者向け説明会の開催について

要配慮者利用施設(社会福祉施設等)の管理者に対して、洪水時等に適切な避難行動をとることができるよう、気象や河川・土砂災害等の防災情報に関する理解をより深めていただくための説明会を開催しました。

1. 開催日程

○対象施設:十勝管内入所施設

平成29年3月24日(金) (午前・午後の2部構成) 十勝総合振興局 3階 講堂 出席者79名

○対象施設:十勝管内通所施設

平成29年5月26日(金) 幕別町百年記念ホール 大ホール 出席者135名

2. 説明内容

○水害に備えて～早期の避難による安全の確保を目指して～

○防災気象情報の活用について

○介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について



国土交通省 北海道開発局
帯広開発建設部 による説明
(平成29年3月24日)



会場の様子
(平成29年3月24日)



国土交通省 北海道開発局
帯広開発建設部 による説明
(平成29年5月26日)



会場の様子
(平成29年5月26日)

緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信

～平成29年5月1日から、十勝川水系11流域市町村で洪水情報が配信開始されます～

国土交通省では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」のもと、流域住民の主体的な避難を促進するため、平成28年9月から国が管理する2河川（鬼怒川、肱川）の流域自治体（茨城県常総市、愛媛県大洲市）において緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信に取り組んでいます。

北海道開発局帯広開発建設部では、平成29年5月1日から、自治体や携帯事業者との調整等が整った十勝川水系11流域市町村において洪水情報のプッシュ型配信を開始します。

今後配信エリアについては順次拡大していきます。

※ 洪水情報とは、洪水予報指定河川の氾濫危険情報（レベル4）及び氾濫発生情報（レベル5）の発表を契機として、流域住民の主体的な避難を促進するために配信する情報です。



洪水情報のプッシュ型配信イメージ

※今回のメール配信は、国土交通省が発信元となり、携帯電話事業者が提供する「緊急速報メール」のサービスを活用して洪水情報を携帯電話ユーザーへ周知するものであり、水害時に流域住民の主体的な避難を促進する取組みとして国土交通省が実施するものです。

配信内容①

1 エリア拡大開始日

平成29年5月1日（月）

2 配信エリア

国が管理する十勝川水系の11流域市町村（詳細は、別表による）

3 対象者

配信対象エリア内の携帯電話（NTTドコモ、KDDI・沖縄セルラー、ソフトバンク（ワイモバイル含む））のユーザーを対象

4 配信情報

対象河川において、「河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位に到達した）情報」及び「河川氾濫が発生した情報」を配信

段階	配信情報	配信契機
①	河川氾濫のおそれがある情報	対象河川の基準観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫危険情報が発表された時
②- I	氾濫が発生した情報 （※河川の水が堤防を越えて流れ出ている情報）	対象河川の基準観測所の受持区間で河川の水が堤防を越えて流れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表された時
②- II	氾濫が発生した情報 （※堤防が壊れ河川の水が大量に溢れ出している情報）	対象河川の基準観測所の受持区間で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表された時

配信内容②

5 配信文案

対象河川において、「河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位に到達した）情報」及び「河川氾濫が発生した情報」を緊急速報メールを活用して以下により流域市町に配信します。

○流域市町村へ配信される十勝川の洪水情報の例

①河川氾濫のおそれ

【見本】

（件名）

河川氾濫のおそれ

（本文）

十勝川の茂岩（中川郡豊頃町）付近で水位が上昇し、避難勧告等の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。堤防が壊れるなどにより浸水のおそれがあります。

防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど適切な防災行動をとってください。本通知は、北海道開発局帯広開発建設部より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。

（国土交通省）

②- i 河川氾濫発生

（河川の水が堤防を越えて流れ出ている時）

【見本】

（件名）

河川氾濫発生

（本文）

十勝川の豊頃町礼作別地区上流地先28.4k（右岸、南西側）付近で河川の水が堤防を越えて流れ出ています。

防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど適切な防災行動をとってください。

本通知は、北海道開発局帯広開発建設部より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。

（国土交通省）

②- ii 河川氾濫発生

（堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出している時）

【見本】

（件名）

河川氾濫発生

（本文）

十勝川の豊頃町礼作別地区上流地先28.4k（右岸、南西側）付近で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出しています。

防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど適切な防災行動をとってください。

本通知は、北海道開発局帯広開発建設部より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。

（国土交通省）

利水ダム(電源開発)情報を「川の防災情報」により配信

平成29年4月1日より、利水ダムの情報を「川の防災情報」により配信を開始しました
○配信開始ダム：糠平ダム、元小屋ダム、活込ダム、仙美里ダム、屈足ダム



平成29年度全国水防大会(水防功労者表彰①)

全国水防管理団体連合会では、出水に際し、危険を顧みずてい身水防活動を行い、住民の生命財産の保護等水害の防止又は軽減にすぐれた功績をあげた個人又は団体に対して、表彰規程の基準により選定された全国27名(個人)及び5団体の表彰を決定しました。北海道内からは5団体が受賞し、5月10日(水)に全国水防大会で表彰式が開催され、来賓として国土交通大臣が出席されました(出席者約140名)。表彰式では全国水防管理団体連合会会長から、足寄消防団、新得町新得消防団、清水町清水消防団、清水町御影消防団、鹿追消防団へ表彰状が授与されました。

◆水防功労者表彰式

- (1) 日 時 平成29年5月10日(水) 13時30分～15時00分
(2) 場 所 砂防会館別館 淀・信濃会議室
(3) 次 第 1) 会長挨拶 4) 体験談 北見地区消防組合消防署常呂支署 支署長
2) 来賓祝辞 5) 意見発表 地域に貢献する三輪中水防団 岐阜市立三輪中学校 校長
3) 水防功労者表彰 6) 大会決議

◆水防功労者表彰受賞者

受賞団体 足寄消防団(北海道足寄町) 新得町新得消防団(北海道新得町) 清水町清水消防団(北海道清水町) 清水町御影消防団(北海道清水町) 鹿追消防団(北海道鹿追町)



水防功労者表彰受賞者



国土交通大臣祝辞

※前列1列目(左から)
足寄消防団 足寄消防署長(代理)
新得町新得消防団 副団長(代理)
清水町清水消防団 団長
清水町御影消防団 団長
鹿追消防団 団長



体験談

北見地区消防組合消防署
常呂支署 支署長

平成29年度全国水防大会(水防功労者表彰②)

都道府県名	団体名	ふりがな	功 績 概 要	備考
北海道	足寄消防団	あしよろ	平成28年台風第7号、第9号、第10号、第11号及び前線による大雨による出水に際しての水防活動	奥泉 園博 (団長)
北海道	新得町 新得消防団	しんとくちょうしんとく	平成28年台風第10号による出水に際しての水防活動	廣瀬 顯嗣 (団長)
北海道	清水町 清水消防団	しみずちょうしみず	平成28年台風第10号による出水に際しての水防活動	佐藤 幸一 (団長)
北海道	清水町 御影消防団	しみずちょうみかげ	平成28年台風第10号による出水に際しての水防活動	山本 俊二 (団長)
北海道	鹿追消防団	しかおい	平成28年台風第10号による出水に際しての水防活動	遠藤 弘一 (団長)



会長から足寄消防団へ表彰状授与



会長から新得町新得消防団へ表彰状授与



会長から清水町清水消防団へ表彰状授与



会長から清水町御影消防団へ表彰状授与



会長から鹿追消防団へ表彰状授与

平成29年度全国水防大会(水防功労者表彰③)

◆水防活動の展示

より一層の水防活動の活性化に向け、水防活動の概要について国土交通省庁内に展示いたしました。

平成28年台風第7号における北海道足寄町の水防活動

○概要

足寄町消防団は、平成28年8月17日、台風第7号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ4分団約134名が出動。町内では、降り始めからの雨量が136mm(足寄観測所)を観測する豪雨により河川が増水。河川の越水により浸水等の被害を受ける危険な状況の中、排水作業、土のう積みや住民の避難誘導を行い人的被害の軽減のため活動した。

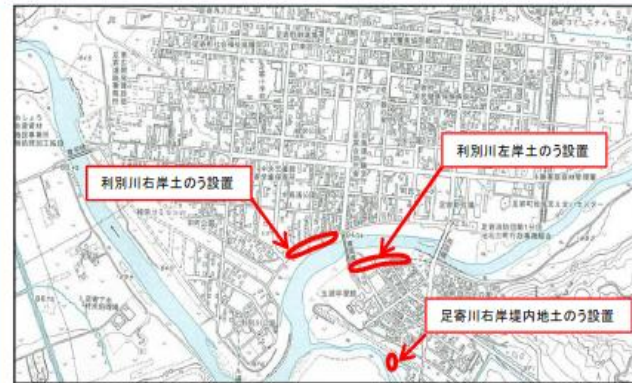
活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/17～8/18 約25時間	134名	・排水作業(2箇所) ・土のう積み(3箇所) ・避難誘導(町内全域) ・警戒広報(町内全域)



利別川右岸
大型土のう設置



利別川左岸
土のう設置



奥泉 足寄消防団長

我が消防団は、火災防御活動だけでなく、台風や集中豪雨などの風水害における水防活動や警戒活動を行っています。

今回発生した災害では、消防団員の安全管理を徹底するとともに、地域住民の安全を守る事を第一として活動しました。

住宅被害(床上・床下浸水)は発生しましたが、人的被害の発生までには至らなかったことは、行政等と連携した避難誘導・広報活動が功を奏した結果であったと思います。

今後も、いつ発生するか分からない災害のために、日頃から訓練を重ね、「自分たちの町は自分たちで守る」の郷土愛護の精神で活動に努めてまいります。

地域と連携した樋門等の操作について(試行)

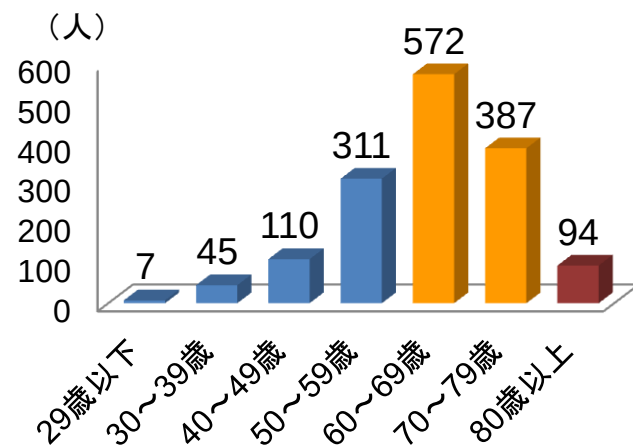
現 状

- 樋門等の操作について、帯広開発建設部は地域の農家や自営業の方々に委嘱し、北海道は市町村に委託をしている。
- 新たに、樋門等の操作を引き受けてくれる方々は少なく、操作をする方々の高齢化が進んでいる。

対 応 (案)

- 水位によって自動的に開閉する樋門等の自動ゲート化を進める。
- 樋門等の操作を適切に実施することは河川管理者の責務であることを前提としつつ、万が一、樋門操作に遅れがあった場合には、地域の方々から河川事務所等に連絡をしていただける体制の整備や、市町村(町内会)や水防団等と樋門操作に関する訓練を実施した上で、緊急的な措置に備えるなど、確実な樋門等の操作が実施できるよう万全な体制作りに向けた取組を推進。

樋門等の操作を委嘱している方々の年齢構成
(開発局管理)



取 組 事 例



音更町、帯広河川事務所、災害協定業者
合同操作訓練実施状況(平成29年6月21日)



幕別町、幕別消防署、帯広開発建設部(治水課、公物管理課)、
池田河川事務所 合同操作訓練実施状況(平成29年6月22日)



中小河川におけるホットラインの構築など

○市町村との情報共有、連絡体制の強化

市町村長 ⇄ 出張所長へのダイレクト連絡

緊急連絡する情報	出張所	市町村
通行規制による孤立の発生	・孤立発生の場合は市町村長と対応確認	・孤立発生の場合は出張所長と対応確認
破堤のおそれの発見	・市町村長に連絡→避難 ・業者に応急対応等指示※	・避難勧告等 ・出張所長に連絡→応急対応等※
越水、溢水のおそれの発見		
流木による河川はん濫の危険の発見		
外水による浸水被害の発生	・市町村長に連絡→避難 ・外水の場合は業者に応急対応等指示※	・避難勧告等 ・外水の場合は出張所長に連絡→応急対応等※

※応急対応等(安全確保、可能な場合は被災防止対策、監視体制指示、天候回復後の対応指示、ポンプ排水など)

○浸水想定区域図の作成

水防法の改正に伴い、浸水想定区域について見直しを行います。

H29年3月末に足寄町の利別川及び足寄川について浸水想定区域図を作成し、その後、公表予定。

また、H29年度は本別町及び陸別町の浸水想定区域図を作成する予定。